

# All Peninsula® Reporter™

Patent & Trademark Issues

in Korea



Kims and Lees  
世韓國際特許法律事務所

Newsletter 第07-11号  
(November 2007)

## In This Issue

- ▶ 「LG使うな」LG電子、(株)LGSを提訴
- ▶ 半導体知的財産権フォーラム
- ▶ 「商標」に「デザインの嵐が」…立体商標出願増加
- ▶ ソウル半導体、世界1位LCD業者の日亜に「挑戦状」
- ▶ ソウル半導体、米国のデザイン特許訴訟で実質上勝訴
- ▶ 2007年から「物質特許」溢れ出す。
- ▶ 「環境ホルモン」を恐れることのない「新環境プラスチック時代」が幕を開ける
- ▶ 特許3極体制から5極体制へ
- ▶ 「特許路」、特許行政情報化における国際標準を導く
- ▶ 特許が拒絶されても再び審査の機会が与えられる



### 事務所便り～

当所金允培代表弁理士と金善鈴弁護士共著の「グローバル時代における情報戦争と知識財産」という本が今年10月15日に出版された。この本は、知識財産の創出および獲得、並びに技術流出防止のための戦略/実務手引きであり、無体資産の比重が有体資産を越える構造的パラダイムの変化と国境を越える高度の頭脳競争のなか、韓国企業の知的財産と技術の保護のための戦略を体系的に整理した。また、知識財産の概念に対する正しい理解とその創出、獲得、保護の全過程、知的財産権の国際動向と各分野別知識財産の創出、獲得、グローバルブランド戦略、技術流出およびその防止策（産業スパイ防止策）を実務経験を通じて幅広く取り扱っている。

### 「LG使うな」LG電子、(株)LGSを提訴

LG電子は、自社の商標権が侵害されたとし、光学フィルム専門のコスダック(KOSDAQ)業者である(株)LGSを相手として30億ウォン規模の損害賠償請求訴訟を提起した。

LG電子は、去る9月21日、ソウル南部地方裁判所に訴訟を提起し、(株)LGSに対し商号、商標、看板、メディア広告放送、広告宣伝物、ホームページのインターネットドメインネームを使用しては行けないと主張、30億ウォンの支払いとメディアを通じた解明広告を載せるように求めたと明かした。

この訴訟は、2006年11月末に、LG電子が（株）LGSを相手として提起した商標権侵害訴訟で特許審判院が“類似しない”という判決を下してから、二審である特許法院で2007年8月に“類似はしていないが、著名性を侵害した”と原決定を覆してLG電子の手を上げてくれ、LGはその後続措置を取ったものであると分析される。（株）LGSはこの判決に不服し、2007年10月20日、大法院（最高裁判所）に上告した。

この事件について、（株）LGS理事は“LGSという商号は、社長が創業時の「ラズグズアンドサービス」の頭文字を取って改名し、1995年から現在に至るまで使っているものであり、特許法院の今回の判決は従来判例から外れたものであり、現在、大法院での上告を通じて法的対応を取るつもりである”と明かした。

## 半導体的財産権フォーラム

2007年11月7日、ソウル知識財産センターで「半導体産業における知識財産権保護戦略」に関するフォーラムが開催された。

今回のフォーラムでは、PCT出願及びPCT国際公開語の一つとしての韓国語採択、中国進出韓国企業への対中国知的財産権保護方案、特許紛争における技術調査及び技術取引などを中心に進められた。

更に、半導体銅配線に関する最新特許情報の分析が報告され、関連半導体企業及び特許関係者のための情報共有の場となった。特許庁の関係者は、“今回のフォーラムは国内外で紛争中であるか、紛争に備えている半導体関連企業、或いは、紛争を事前に予防するための努力を惜しまない企業に相当の助けとなった”と述べた。

韓国における半導体企業は、莫大な量産能力を持ってメモリ半導体における工程技術発展を引っ張っているものの、付加価値が高く、技術集約的なシステム半導体及び装備技術分野の場合は、技術自立度が低く、海外業者との特許紛争に巻き込ま

れやすいのが事実である。

## 「商標」に「デザインの嵐が」…立体商標出願増加

商標にデザインの嵐が吹き荒れる。一見、つまらなくて地味に見える文字商標からユニークで様々な絵や色のものなど、新しいデザインと関連した商標出願が増加している。

2007年11月13日現在、特許庁によると、2006年は図形、色彩、立体商標と関わる商標出願件数が100,673件で、61,386件に留まった文字商標を上回った。

2002年からの4年間で図形、色彩、立体商標と関わる商標出願件数は約58.7%増えた反面、文字商標出願は足踏みしている。

この現象を、韓国特許庁は、製品間の技術の差が極めて少なくなり、ブランドの価値を高め、他社製品と差別化を図り、消費者を引き付けようとする業界の努力が反映されたものではないかと分析している。

デザイン商標を詳しくみると、動物図は、犬（4,250件）、鶏（3,676件）、豚（3,545件）、熊（3,186）件など、植物図は木（17,204件）、草花や花（12,543件）、果物（6,323件）、野菜（2,116件）などである。自然現象の場合は、星（11,889件）、太陽（8,278件）地球（4,784件）、月（1,194件）の順である。色彩商標に関する出願も最近の4年間で77.4%増加した。

このような勢いは、色彩商標はあらゆるところで接することができ、親しみを感じやすく、視覚的にも消費者によって識別しやすいからであろう。韓国特許庁の関係者は、“商標に図案、色彩、立体形状などを持ち込む場合、他社商標との差別化を図りやすいため商標登録を受けやすく、従って関連分野における出願も増えつつあり、このまま続くと、近いうちには音、匂い、触感などに関連した商標が登場するだろう”と見込んでいる。

## ソウル半導体、世界1位LCD業者の 日亜に「挑戦状」

韓国最大で世界8位の発光ダイオード（LED）製造業者である「ソウル半導体」が世界1位業者である日本の「日亜化学工業株式会社」を相手取って大規模の特許訴訟を提起した。

ソウル半導体は2007年11月6日、日亜を相手取って、米国東部テキサス州連邦裁判所で特許訴訟を提起し、9日に訴状を送り付けたと発表した。今回の訴訟では日亜のファイト・ブルー・グリーン及びUV LED製品全体を対象とする。

両社は数年にわたって訴訟と反訴を繰り返して来た。しなしながら、ソウル半導体は日亜の全製品を対象とし訴訟を提起したのは、今回が初めてである。

ソウル半導体は、自社の米国特許（特許登録番号：US5075742）が現在、日亜のLED及びレーザーダイオードで用いられている半導体層と関わる技術であって、米国のみならず日本・ドイツ・フランス・イギリスなどの5カ国で登録済みであると述べた。

LEDというのは、携帯電話、自動車、照明、ディスプレイなどに用いられる次世代光源として、現在広く使われている白熱電球、蛍光灯、令陰極蛍光ランプ（CCFL）のような製品に代えることのできるものであると期待を集めている。また、レーザーダイオードは次世代DVDなどに用いられる核心部品である。

日亜の2006年のLED及びレーザーダイオードと関わる売上は約1,500億円（1兆2,000億ウォン）に至る。

ソウル半導体はこの数字を根拠とし、今後はもちろんのこと、過去までさかのぼり、日亜の特許侵害程度に応じた損害賠償請求も共に進める予定である。

今回の訴訟にて、ソウル半導体を代理するところは、GOTSHAL & MANGES LLPという米国の法律事務所である。ソウル半導体は、2002年、

日亜が提起した訴訟で相手企業の代理としてクロスライセンス契約を成功させ、特許紛争を終わらせたLED専門弁護士を雇って今回の訴訟に挑み、今回の訴訟にて良い結果を導き出してくれることを期待している。

また、日亜側は“両者の紛争が全面戦となりつつあり、今回の訴訟に全力を尽くすのはもちろんのこと、ソウル半導体による自社への知的財産権侵害行為に対しても徹底的に対応して行く”と反駁した。

## ソウル半導体、米国のデザイン 特許訴訟で実質上勝訴

「ソウル半導体」と日本LED業者の「日亜化学工業株式会社」との米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所における、デザイン特許訴訟にて、陪審員は日亜の提起した4つの米国デザインのうち3つに対して、ソウル半導体は損害賠償の責任がなく、残り1つの特許については\$62で損害賠償を制限するという決定を下した。

日亜はソウル半導体が米国向けに販売促進活動及び販売を行った同社の902シリーズLED製品が日亜の保有している米国デザイン特許権を侵害したと判断し、2006年1月に該当侵害行為の差止め及び損害賠償を請求する訴訟を提起した。

今回の裁判の対象となった唯一の製品は、米国で販売されたサイドビューLED902製品であり、約2年に渡って続けられた今回の訴訟で、裁判所はソウル半導体のサイドビューLED902製品の販売に対し、事実上非侵害であると認めたため、ソウル半導体が事実上勝訴した。

更に、ソウル半導体は、米国特許庁に日亜の米国デザイン特許の無効審判を請求した。日亜の米国特許と同一のデザインは2006年12月韓国特許審判院にて既に無効決定が下されていた。

## 2007年から「物質特許」溢れ出す。

### ―特許技術自由に活用…韓国企業への「朗報」―

特許権の存続期間が終わり、自動消滅する物質特許が2007年から溢れ出す見通しである。

特に、物質特許の大半を保有している外国企業の特許権が少なく含まれると思われる。

韓国特許庁によると、2007を持って存続期間が満了し、その消滅が予想される物質特許は、約28件に至ると見込んでいる。以後、▲2008年61件 ▲2009年79件▲2010年216件 ▲2011年449件▲2012年612件と急激に増加する見通しである。

物質特許とは、世界最初発明物質に与えられる特許であり、物質と関わっている、用途特許、製造方法に関する特許にも排他的権利を及ぼす極めて強力な特許権であるため、これを先取りしようと関連機関の間の競争は激しい。

物質特許は、存続期間中に特許権者と特許技術の実施契約を結んだり、特許使用料を払わないとその特許を活用することができないが、特許存続期間以後には、その特許技術を自由に利用することができる。特に、2007年は韓国が物質特許制度を導入してから20年となる年であり、存続期間満了を迎え、特許権が消滅する物質特許が本格的に出始める見通しである。

但し、臨床実験など、長時間が所要される医薬の場合は、例外的に存続期間が一定期間延長できる「存続期間延長登録制度」を設けており、一部の物質特許において期間延長はあり得るだろう。

現在、韓国で登録されているのうち、満了を迎えるのも少なくなかろう。よって、韓国企業は新物質や農薬、医薬、生命工学分野におけるロイヤリティ費用の減少、改良新薬と源泉物質特許との特許紛争の減少、特許技術活用の自由などが可能となった。更に存続期間中には物質特許に対する防御によって企業の事業計画は様々な困難を避けられなかったものの、今回の物質特許存続期間満了

がきっかけとなり、新たな発明研究にも役に立つばかりでなく、経済的利益への期待も集めている。

## 「環境ホルモン」を恐れることのない 「新環境プラスチック時代」 が幕を開ける

### ―先進国の環境関連規制の強化で世界市場規模の爆発的な成長予想―

2006年、石油合成プラスチックの性能を超える植物性プラスチック素材（製品名：エコルグリーン、www.ecolgreen.com）を開発、韓国内外で特許を出願したことのあるSKネットワークスが最近、様々な生活用品を出し、事業化への取り組みを進めている。

SKネットワークスは、韓国初、植物性プラスチック素材からなる幼児/厨房/バス用品など20種類あまりの製品を開発し、ホームショッピング、大型スーパー、新環境オーガニック売場などを通じて本格的市販に突入した。

今回のSKネットワークスの植物性プラスチック素材からなる生活用品の市販のねうちは、今までには植物性プラスチックの機械的固体力学（屈曲、抗張力、衝撃強度）を石油合成プラスチック以上に高められず、食品の包装紙などの単なる使い捨て用品の生産に留まった従来の技術的限界を乗り越え、新環境植物性プラスチック製品の技術水準を向上させたことにある。また、幼児/厨房/バス用品の場合、健康と密接な関わりを持っており、最近ブームになっているWellbeingトレンドと噛み合い、石油合成プラスチック製品の代替商品として脚光を浴びるだろう。

SKネットワークスは、生活用品以外にも移動通信事業者のメンバーカードを始め、様々なカード類、シックハウス症候群の対策の整った壁紙などの建築資材、家具、電子製品などの外装に至るまで従来の石油合成プラスチックが用いられている全ての領域において商品適用範囲を拡大している。



SKネットワークスのある関係者は“先進国中心の環境関連規制強化の動きに応じて、全世界における植物性プラスチック市場の爆発的な成長が見込まれ、仮に、韓国内において石油合成プラスチック市場が10%だけでも植物性プラスチックで代替できるのであれば、その市場規模は約1兆ウォンを超える。ということは、親環境植物性素材でありながら性能面において従来のプラスチックよりも優れた「エコルグーリン」ならではの長所とSKネットワークスの海外マーケティングネットワークとをタマにして、韓国内外の市場を積極的に攻略できる。”と今回の事業に対する志を立てた。実際に、米国・ヨーロッパ・日本などの先進国では環境と関わる制裁のレベルを少しずつ高めている。米国の場合は、51州のうち、半数を超える31州で合成プラスチックに対する使用を規制しているか、規制を検討中であり、また、ヨーロッパや日本など、その他の先進国では2005年、京都議定書の発効以来、廃棄物に対する負担金の引上げ、合成樹脂製品に対する輸入制限などを通じて政府次元で法的規制を強化している。更に、全世界におけるプラスチックの需要は年間1億トンに至り、そのうち、プラスチック容器市場はそれだけで100兆ウォンに至るなど、関連市場は天文学的な規模であると見ている。ということで、潜在的な成長力を有する植物性プラスチックの市場要件が整えつつあるなか、SKネットワークスが、韓国内外における特許技術をベースに、他より早く生活用品から従来の石油合成プラスチックの代替商品開発を本格化させたことで、今後どんな成果をあげるか注目が集まる。

### 特許3極体制から5極体制へ

#### －韓国特許行政歴史において画期的な出来事が起きた2007年－

今までの世界的財産権における政策は、米国と日本、ヨーロッパとが中心となった3極の特許協力であったが、2007年から韓国と中国が加わり5

極体制へと切り替わった。

2007年5月、米国ハワイで開かれた先進5カ国の特許庁長会談は5極体制時代の幕開けを告げるものであった。今回の会談は、知識財産の新興強国としての韓国の位置を国際社会に刻んだ意味も含んでいる。事実3極中心の特許協力体制は、最近までも他国が割り込むことのできぬ金城鉄壁のようだった。しかしながら、このような体制も韓国の進歩した特許行政における革新成果と急増する出願の前では、今まで通りには行かなくなってきた。

5極体制形式で初めて開かれた今回の会談で、韓国特許庁長は今後の5カ国特許庁長会談が進むべき方向を示すなど、会議においてリード的な役割を果たしたと評価された。

韓国の特許庁長は、会談が原論的な水準から脱皮し、実行できる協力事業を論議する場となるよう、「アクションプラン」の樹立を提案し、各国特許庁長は、会談終了後の3ヶ月以内に実務者レベルで協力プロジェクトを行うことに合意するなど、可視的な成果を早期に達成できるようにした。前記のように、韓国が特許5極体制の主役として浮上できたのは、下記の2つの成果があったからこそできたのであろう。

第一には、特許出願大国としての位置を固めたからである。2000年以後、韓国は世界4位の産業財産権の出願国として浮上した。2006年を基準とし、韓国の産業財産権出願数は年間372,000件で、米国と中国・日本の後を追っている。これは、R&D投資の増加とともに知識財産への重要性に対する認識が広まり、産業財産権の出願が活発になったからである。更に特許出願件数も年間166,000件で世界4位である。

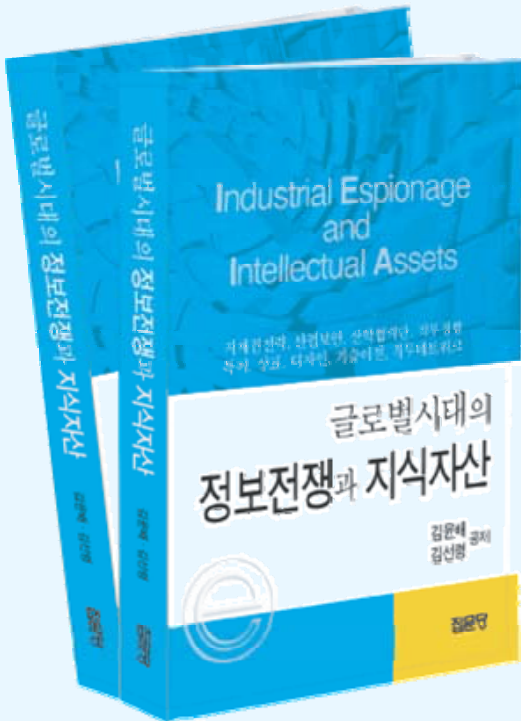
また、重要先進国に対する海外特許出願も今までとは比べものにならない活発さがある。PCT出願件数では世界5位、米国特許庁における外国人特許出願件数では世界4位を占めている。

2007年も例外ではない。2007年8月末現在、全体産業財産権の出願数は244,000件で、前年同期対比0.4%増加した。特に、高度の技術開発関連

## 本のレビュー

### Industrial Espionage and Intellectual Assets

#### グローバル時代における情報戦争と知識財産



今日、我々は果てしない競争の繰り広がるグローバル時代に住んでいる。無体財産の比重が有体財産を超える構造的パラダイムの変化の中、競争力というのは、技術競争力、知的財産確保力と知的財産権の活用力と言え、このような競争のための武器を確保するには、知識財産の確保と保護戦略が必要となる。特に、最近では、核心技術が競争国や企業へ流出される事例が多発しており、国家核心技術の保護問題が 이슈として浮き上がりつつ、我々企業にとって知識財産の保護はその価値を高めつつある。

このような時代の流れに応じて、金允培弁護士と情報通信研究振興院で知財権戦略チーム長および研究委員を歴任した金善鈴弁護士（米国ニューヨーク州）が共同で執筆した「グローバル時代における情報戦争と知識財産」という興味深い本を最近出版し、我々の関心を引き付けている。

この本はグローバル時代において、我々企業が社内で職務発明や職務提案などを通じて技術と情報を創出し競争力を高めている一方、競争者の知識財産における探知と流出を前もって効果的に防止し、知識財産関連情報戦争に対する効果的遂行や関連実務問題を扱っている。特に、企業の知識財産創出と関連し、社内創出である職務発明、営業秘密、職務提案、職務経験などと、社外創出である Joint R&D、戦略的提携、M&A、技術移転、ライセンスなどを詳細に説明している。更に、知識財産の創出、獲得過程とともに我々企業が技術流出を防止することにおいて、企業、研究所、大学および各産業別特性に応じる対応策などを効果的な方法で説明している。最後に、企業体や研究所の核心研究人力の管理法案などの知識財産保護と関連した実務の問題を扱っている。この本は、韓国ではまだ未開拓分野である知識財産と情報保護とにおいて、新しい内容と構成を持ち出して知識財産における社内創出、社外獲得そして効果的な技術流出方案などを体系的に、かつ興味深く述べている。

この本は日ごとに激しく最先端化されつつある情報戦争時代の中、我々企業に技術流出防止と技術保護戦略に対する認識を目覚めさせ、時代に相応しい新しい情報戦略の模索と樹立など、企業活動において重要な手引きとなるはずだろう。

最後に、情報戦争と知識財産というグローバル時代の流れに釣り合うコンセプトを用いてこの本の執筆した著者に感謝の意を表し、特許業界はもちろんのこと、企業の役人および関連業界に携わる人など、この分野に関心のある多くの人々に読んで頂きたい。

(大韓弁理士会会長 **安光奘**)

2007年7月発行ではない、2007年8月末現在、全訂

連特許出願は3.4%も増加し、特許出願の質も向上しつつある。

世界でもっとも短い特許審査処理期間は韓国を5極体制へ合流させた決定的な理由となった。韓国は1996年36.9ヶ月かかった特許審査の処理期間を10年後の2006年には9.8ヶ月へと短縮させ、世界最高水準の審査処理期間を設けた。これは米国（21.1ヶ月）、日本（26ヶ月）、ヨーロッパ特許庁（24ヶ月）など、先進国の特許庁に比べ、なんと11ヶ月以上早く審査処理が可能であることを意味する。よって、これに伴う経済効果も絶大であるだろう。

詳しく述べると、2003年から2006年まで総2兆4,464億ウォンの生産増加の効果を得た。これは、1次審査処理期間の短縮によって全体製造業に生産増加効果をもたらしたからである。

付加価値増大効果も同期間に9,926億ウォンに至る。審査処理期間の短縮は技術の事業化を強化させ、市場先取りの効果を齎せる。また、企業の素早い意思決定と研究開発投資の効率性を導き出し、結局は国家技術競争力強化へと繋がると見込んでいる。

## 「特許路」、特許行政情報化における国際標準を導く

### －韓国が特許強国としての位置を固めるのに特許行政の業務電子化の役割絶大－

韓国特許庁が2000年初、開発した特許行政情報化システムである「特許路」は、韓国をIT強国から特許強国へ認識転換させたきっかけとなった。世界初、インターネットをベースとした特許行政情報化システムである「特許路」は、特許・実用・商標・デザインなどの知識財産権全般において出願から審査・登録・審判・審査結果確認に至るまで、全ての業務過程を100%電子化したことを特徴とする。

出願人は、わざわざ特許庁を訪問しなくても事務室や家庭でインターネットを利用して出願でき、現在まで1億2,000万件に至り、更に、全世界の特許文献情報もインターネットで検索・閲覧しやすくなっている。

また、24時間365日電子出願サービスが可能であり、最近では、電子出願率が全体韓国出願の93%にも至り、このシステムが完全定着したと言えよう。

このように、韓国を特許行政電子化における強国として認識させた「特許路」は、今では全世界が自国への導入のため、ベンチマーキングしたいものの第1号となっている。

事実上、特許行政情報化の国際標準を導いていると言えよう。既にインドを含む8カ国では、韓国からの技術コンサルティング済みで、米国と日本などを含む約30カ国は特許路をベンチマーキングしている。

特に、インドネシアは去る2月、自国の特許行政情報化事業に「特許路」をモデルとし、本格的な導入に踏み切り、現在、事前妥当性を図っている。インドネシアばかりでなく、去る9月にはタイの「知的財産権情報センター構築事業」への参加のため、MOUを結び、来月には実際に事前事業のための契約を結ぶ見込みである。

また、韓国特許庁は「特許路」の機能のうち、国際特許と関わる機能みのからなる国際特許出願受付システム（PCT-ROAD）を開発、イスラエルやカナダなど15カ国へ普及する成果をあげた。

韓国のITサービス技術の海外への輸出で、関連中小SW業者の輸出競争力も強化される見込みである。

全世界の特許行政情報サービス市場は2兆ウォンに至り、来年まで年8%を超える成長が見込まれ、「特許路」の輸出展望は明るい。

従来の米・日・ヨーロッパなどの先進特許庁が引っ張っていた特許行政国際標準化における競争の中で、これからは韓国が大きな役割を果たすであろう。

特許庁関係者は“世界各国の特許庁の情報化事業

に韓国のシステムが導入されるにつれ、直接的なITサービスの輸出以外に韓国型情報システムの拡散も期待できる”と明かした。

### 特許が拒絶されても再び審査の機会が与えられる

#### 一顧客に合わせた特許制度基盤の強化一

これからは特許制度が顧客へ歩み寄る特許制度へと改善され、発明者がより便利に特許制度を利用できるようにする予定である。

2007年11月18日、韓国特許庁長は“韓・米FTAで協議された事項を反映する一方、特許制度を顧客の目線からみて、出願人の便宜を考えるよう、改善するという旨の特許法・実用新案法の改正案を整った。そして、この改正案は2007年10月16日、国務会議を通過し、国会へ提出される予定である”と述べた。

#### 特許法・実用新案法における改正案の主な内容

- 0. 韓・米FTA協議事項反映
- 0. 再審査請求制度の導入
- 0. 特許出願明細書または図面の補正に対する制限要件の緩和
- 0. 審査官による職権訂正制度の導入
- 0. 追加納付料の差等制度の導入

今回の改正案の主な内容をみると、韓・米FTAで、特許制度の先進化のために合議

した事項の一つとして、特許出願人の責任でない理由で設定登録が一定期間（出願後4年もしくは審査請求後3年のうち、遅れたもの）より遅れる場合、その遅延期間だけ特許権の存続期間を延長してくれる制度などを導入している。

また、現行の制度下では、特許拒絶決定を受けた場合、審査官に再審査を受けるためには必ず特許拒絶決定不服審判を請求しなければならないが、今回の改正案では、特許拒絶決定不服審判を請求しなくても審査官に再審査が受けられるようにする、再審査請求制度を導入している。

韓国特許庁長は“再審査請求制度で再審査を請求する特許出願の約76%は（年平均約3,500件）特許拒絶決定不服審判を請求しなくても特許が受けられる機会を与え、審判費用の負担をなくし、手続きも単純化する予定である”と明かした。

更に、現行制度化では、最後拒絶理由通知後は特許請求範囲を減縮する補正であれども、その内容が変更されたこととみなし、補正を認めていないが、今回の改正案では最後拒絶理由通知後の補正が特許請求範囲を減縮する場合にはそれを許容するようにした。

このような特許請求範囲における補正要件の緩和で、現在補正が認められなかった件の約77%（年平均約1,700件）において、その補正が認められ、出願人に特許が受けられる機会を最大に保障する見込みである。

更に、特許性と関係のない単純な欠陥のみを有する特許出願の場合は、審査官が職権で欠陥を治すようにして手続きを素早く済ませるとか、特許料を追加納付する時の納付金額を追加納付期間に応じて差等納付できるようにするなど、顧客に合わせた改善案が多数含まれている。



**Kims and Lees**  
世韓國際特許法律事務所

Website: [www.kimsandlees.com](http://www.kimsandlees.com)  
e-mail: [eybkim@chol.com](mailto:eybkim@chol.com)

韓国ソウル鐘路区寛勳洞 1 5 1 - 8 同徳ビル 8 階  
8th Fl., Dongduk Bldg., 151-8 Kwanhoon-dong,  
Jongro-gu, Seoul 110-300, Korea  
TEL : +82 2 733 9991 / FAX : +82 2 733 6351